

延岡市協働・共汗道づくり事業実施要領

(趣 旨)

第1条 本要領は、本市の管理する市道が地域の共有財産であるとの認識のもと、本市と地域に暮らす市民との協働と共汗により、地域に身近な市道における簡易な改良工事等を行う「延岡市協働・共汗道づくり事業」(以下「本事業」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象道路及び対象者)

第2条 本事業の対象となる道路は、地域に身近な市道等(以下「対象道路」という。)とし、対象者は、当該地域に暮らす市民の属する自治会等の団体(以下「対象者」という。)とする。

(事前の審査)

第3条 本事業を実施するに当たっては、前条に規定する対象者の代表者(区長等)が、あらかじめ都市建設部土木課に対象道路の改良工事等について協議し合意を得るものとし、本事業に係る予算の範囲内で実施するものとする。

(対象工事)

第4条 本事業の対象となる工事は、次に掲げるものとする。

- ① 簡易な道路舗装等の改良工事
- ② 道路側溝蓋の敷設等の改良工事
- ③ その他市長が認める簡易な改良工事

(役割分担)

第5条 本事業を実施するに際しては、本市は、対象者へ前条に定める工事に必要な原材料や製品等を支給し、機械や器具等を貸出すものとし、対象者は、工事に従事するものとする。

(基本協定)

第6条 対象者が、第3条に規定する事前の審査を経て、対象道路の工事を実施する場合は、本市との間で、あらかじめ、工事の種類、手順、方法及び期間並びに安全対策等について協議し、基本協定を締結するものとする。

(事 務)

第7条 本事業に関する事務は、都市建設部土木課及び各支所建設課において行う。

(その他)

第8条 本要領に定めのない事項については、市長が別途定める。

(附 則)

本要領は、平成21年4月1日から施行する。